

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の総務省関係規定の施行等に関する政令要綱

第一 国が、その復旧に要する経費を補助する情報システムを、住民に関する事務の処理に係る情報システムで総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。 (第一条関係)

第二 国が、その復旧に要する経費を補助する消防の用に供する施設を、消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車、救助用資機材及び救急用資機材、防火水槽その他消防の用に供する施設で総務大臣が財務大臣と協議して定めるものとする。 (第二条関係)

第三 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 (以下「法」という。) 第八条第一項の規定による地方債の平成二十四年度以降の発行可能年度並びに当該地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法について規定するものとする。 (第三条関係)

第四 法第九条第一項の規定による地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利率及び償還方法について規定するものとする。 (第四条関係)

第五 退職共済年金の決定の特例の対象となる給付について規定するものとする。 (第五条関係)

第六 その他、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の施行に伴う所要の規

定の整備を行うこと。(第六条関係)

第七 この政令は、公布の日から施行すること。(附則関係)